

<b>Title</b>	教育の情報化時代の学校経営と学校図書館の役割
<b>Author</b>	川瀬, 綾子 / 西尾, 純子 / 村上, 泰子 / 北, 克一
<b>Citation</b>	情報学. 14 卷 2 号, p.33-57.
<b>Issue Date</b>	2017
<b>ISSN</b>	1349-4511
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
<b>Description</b>	
<b>DOI</b>	

Placed on: Osaka City University

## 教育の情報化時代の学校経営と学校図書館の役割 School Management for Education in Information Age and the Role of Library

川瀬綾子†, 西尾純子‡, 村上泰子‡‡, 北 克一‡‡‡

KAWASE Ayako†, NISHIO Junko‡, MURAKAMI Yasuko‡‡, KITA Katsuichi‡‡‡

**要旨：** 学校図書館法の改正に伴い、学校司書の法制化がなり、2016年10月20日に学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議は、「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」を公表した。一方、中央教育審議会は「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(2015年12月21日)を答申した。2020年度以降に予定されている新学習指導要領の実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」、「カリキュラム・マネジメント」が提唱されている。また、デジタル教科書の位置付けに関する検討会の「最終報告」も2016年12月にだされている。

このように、2020年度以降の新学習指導要領の導入を軸として、初等中等教育をめぐる状況は大きく変化しようとしている。こうした中で、教育の情報化時代の学校経営と学校図書館の役割、機能を改めて考察する。

**キーワード：** 教育の情報化、学校経営、学校図書館法、学校司書、学校図書館、主体的・対話的で深い学び

**Keywords :** Digitization of Education, School Management, School Library Law, School Librarian, School Library, Active Learning

### 1. はじめに

学校図書館法の改正に伴い、学校司書の法制化がなり、2016年10月20日に学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議は、「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」を公表した。

一方、中央教育審議会は「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(2015年12月21日)を答申した。2020年度以降に予定されている新学習指導要領の実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」、「カリキュラム・マネジメント」が提唱されている。

また、デジタル教科書の位置付けに関する検討会の「最終報告」も2016年12月にだされている<sup>1</sup>。更に、学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議に於いても「最終まとめ」が2017年8月に発表されている<sup>2</sup>。

このように、2020年度以降の新学習指導要領の導入を軸として、初等中等教育をめぐる状況は大きく変化しようとしている。こうした中で、教育の情報化時代の学校経営と学校図書館の役割、機能を改めて考察する。

### 2. 教育の情報化をめぐる行政施策と検証

最初に、2010年代の国の教育の情報化施策を概観した後に、教育の情報化をめぐる行政動向を概括し検証を進める。

#### 2.1 2010年代の国の情報化施策

2010年5月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、「新たな情報通信技術戦略」を発表している<sup>3</sup>。その中で教育分野に関しては、「情報通信技術を活用して、i) 子ども同士が教え合い学び合うなど、双方向でわかりやすい授業の実現、ii) 教職員の負担の軽減、iii) 児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える」としている。

† 京都外国語大学等

‡ 龍谷大学

‡‡ 関西大学

‡‡‡ 大阪市立大学

2011年4月には文部科学省が「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」を発表している<sup>4</sup>。

2013年6月には、「日本再興戦略—JAPAN Is Back—」<sup>5</sup>が閣議決定され、「デジタル教材の開発や教員の指導力の向上に関する取組を進め、双方向の教育やグローバルな遠隔教育など、新しい学びへの授業革新を推進する」としている。

2014年6月閣議決定の「規制改革実施計画」<sup>6</sup>では、「3 創業・IT 分野 (2) 個別的措置事項 ②ITによる経営効率化 No.32 教育情報化の推進に関する制度見直し等」において、「実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う」とした<sup>7</sup>。

また第2期教育振興基本計画(2013年6月14日閣議決定)で目標とする水準の達成に必要な予算を計上した「教育のIT化に向けた環境整備5か年計画(平成26年度～29年度)」に基づき、平成2017年度まで単年度1,678億円(4年間総額が6,712億円)の地方財政措置がされている<sup>8</sup>。

## 2.2 中央教育審議会答申等

本節では、中央教育審議会(以下、「中教審」)の各種審議事項等の文献の内、教育の情報化に関する部分を概観する。

### 2.2.1 教育課程企画特別部会「論点整理」

2015年8月、中教審教育課程企画特別部会による「論点整理」では、育成すべき資質・能力について、資質・能力の要素を「i) 何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)」、「ii) 知っていること、できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」、「iii) 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)」と示した。

そして次期学習指導要領等について、「次期学習指導要領等の構造化の在り方」、「アクティブ・ラーニングの意義」を論じ、理念を実現するための方策として、「カリキュラム・マネジメントの重要性」を提起した<sup>9</sup>。

さらに、2015年12月21日には、中教審「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(以下、「連携・協働(答申)」)<sup>10</sup>及び中教審「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」(以下、「チーム学校(答申)」)<sup>11</sup>の2件が答申されている。

この内、「連携・協働(答申)」は、学校と地域の連携・協働の在り方について、コミュニティスクール(学校経営協議会の設置校)を中心に論じたものである。本稿では後に「チーム学校(答申)」を取り上げる。

### 2.2.2 教育課程企画特別部会「次期学習指導要領改訂に向けたこれまでの審議のまとめ」

中教審教育課程企画特別部会は、2016年8月26日、「次期学習指導要領改訂に向けたこれまでの審議のまとめ」(以下、「審議のまとめ」)を公表している<sup>12</sup>。次期学習指導要領では、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実」をかかげ、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」を目的とした。

そして「何ができるようになるか」と自問し、「よりよい学校教育を通じて、よい社会を創る」という目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を提起している。

### 2.2.3 「チーム学校(答申)」

「チーム学校(答申)」では、「チームとしての学校」が求められる背景、体制の整備について、次の3点のポイントを示している。

- ・「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直し等による授業改善
- ・「カリキュラム・マネジメント」を通じた組織運営の改善
- ・「コミュニティ・スクール」(学校運営協議会制度)を様々な地域人材等との連携・協働を通して、保護者や地域の人々を巻き込み教育活動を充実させていく

そして、「チームとしての学校」像を次のように示す。

- ・多様な専門人材が責任を伴って学校に参画
- ・教員はより教育指導や生徒指導に注力
- ・学校マネジメントが組織的に行われる体制
- ・チーム学校と地域の連携・協働を強化

ここで、「チームとしての学校」像の中で、学校図書館、司書教諭、学校司書への言及が5カ所で行われている。特に「授業等において教員を支援する専門スタッフ」の一員として、学校司書について丁寧な論述が行われている<sup>13</sup>。

ただし、この「教職員及び専門スタッフ一覧」には、司書教諭の記述がない。厳密には、「教職員及び専門スタッフ一覧 - ②教員以外の専門スタッフの参画 - ii)授業等において教員を支援する専門スタッフ」という文脈なので、教諭をもって充てる司書教諭は、「教員以外の専門スタッフ」に該当しない、という論理なのかもしれないが、学校司書と司書教諭との緊密な連携は不可欠であり、司書教諭への言及がまったく見られないことには疑問を呈さざるを得ない。

#### 2.2.4 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」

中教審は2016年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」を発表した<sup>14</sup>。

答申では、各教科等を学ぶ上で、「何ができるようになるか」を明確化すること、教科等の目標や内容を①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱に基づき再整理することが示された。また、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの導入が推進されている。

なおこれを受けて、学校教育法施行規則の一部を改正する省令案並びに幼稚園教育要領案、小学校指導要領案及び中学校学習指導要領案に対するパブリック・コメントが実施された。

#### 2.2.5 新学習指導要領

初等中等学校の新学習指導要領が2017年3月に公示された<sup>15</sup>。

新学習指導要領では、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を柱とし、「何ができるようになるか」を明確化した、とする。

そして、「知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理」したと論じている。

さらに、「教育内容の主な改善事項」として、①言語能力の確実な育成、②理数教育の充実、③伝統や文化に関する教育の充実、④道徳教育の充実、⑤体験活動の充実、⑥外国語教育の充実、をあげている。

重ねて、その他の重要事項として、「情報活用能力(プログラミング教育を含む)」を特筆し、「コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)」、及び、「コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))」をあげている。

また、「各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立」を掲げ、「学校全体として、(中略)教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善」などのPDCAサイクルによる「教育課程に基づく教育活動の質を向上」を主張している。

#### 2.2.6 「第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」

2017年1月19日に開催された中央教育審議会教育振興基本計画部会では、「第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」(以下、「基本的な考え方」)が、取りまとめられ、パブリック・コメントが実施された<sup>16</sup>。

「基本的な考え方」では、「社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題」として、「少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会の変化、子供の貧困など格差の固定化、地域間格差など地域の課題、子供自身や家庭、学校など子供を取り巻く状況変化に対し、教育が大きな役割を果たしていく必要」を認識として示している<sup>17</sup>。

## 2.3 2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめ

2016年7月28日、文部科学省が設置した2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会による「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会 最終まとめ」(以下、「懇談会まとめ」)が公表された<sup>18</sup>。

「懇談会まとめ」は、全体が「I 2020年代の教育の情報化の目指すもの」、「II 基本的な考え方」、「III 各分野における課題と対応」の3部構成となっている。

「懇談会まとめ」の内、「I 2020年代の教育の情報化の目指すもの」及び「II 基本的な考え方」の構成は、各部ごとに最初に「課題設定」が置かれ、最後に「アクションプラン」でまとめる形を取っている。

また、「III 各分野における課題と対応」では、6つの項目を立て、「現状と課題」、「今後の対応方策」を展開している。

本章では、この「懇談会まとめ」についてその内容骨子の検討を行う。なお、「III 各分野における課題と対応」は「2.5 教育の情報化加速化プラン」で改めて取り上げる。

### 2.3.1 「I 2020年代の教育の情報化の目指すもの」

#### (1) 課題設定と施策目標

骨子には、「子供たち一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、(中略)何が重要かを主体的に考え、他者と協働しながら新たな価値の創造に挑むとともに、新たな問題の発見・解決に取り組んでいくこと」とある。

この政策目標に関しては、多くの人々において異論はないであろう。

#### (2) アクションプラン

骨子では、「いかに教員の指導力を向上させ、子供の資質・能力を高めるか、そのために必要な環境は何かといった、あるべき教育現場の姿を踏まえ、2020年代に向けた教育の情報化を推進する。」としている。

しかし、上の政策目標のためのアクションプラ

ンが、「教員の指導力を向上」→「必要な環境は何か」→「教育の情報化を推進」という三段論法は、唐突な感を抱かせる。

具体的な施策方針は、次の「II 基本的な考え方」で展開がされているので、そこで詳細な検討を進める。

### 2.3.2 「II 基本的な考え方」

#### (1) 課題設定と施策目標

2020年代に向けた教育の情報化は、次の3点を骨子とする、と述べている。

- ・主体的・対話的で深い学びという「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善や、個に応じた学習の充実
- ・情報モラルを含む情報活用能力の育成
- ・教員一人一人が(中略)子供と向き合う時間を確保できる環境の整備

しかし、「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善は授業方法論の改善のテーマであり、教育現場の情報化は、その環境整備の一部に過ぎない。

また、「情報モラルを含む情報活用能力の育成」では、情報活用能力とは何を指すのかが明確にされていないのではないだろうか。

先の「懇談会まとめ」<sup>19</sup>では、「情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を、各学校段階を通じて体系的に育ていくことの重要性」を強調しているが、情報活用能力そのものに対する定義はない<sup>20</sup>。

第三に最後の教育の時間確保は、教育現場の教育環境の改善であると共に、学校経営と学校教育の機能分離の課題が根本にある。

すでに大学等の高等教育現場においては、経営と教学の分離について、多くの議論と政策実施が進められてきた課題であろう。

なお、この点については「III 各分野における課題と対応」において、各論レベルで再び取り上げる。

#### (2) アクションプラン

骨子では、「教育の情報化を加速化するためには、国、地方公共団体(教育委員会)、学校、家庭の役

割を明確にし、(中略)、産官学で目指す理念を共有し、協働的に取り組み、連携した支援体制の構築が求められる。」としている。教育は学校内で完結するものではなく、家庭内での学習環境においても情報化が必要となる。各家庭でのデジタル教科書の使用への理解、インターネット環境の整備にも配慮が求められる。

また、学校図書館等の学内での放課後の情報アクセス環境の提供や地域公共図書館等での環境整備・提供も併せて求められる。

このように、教育の情報化を進展させるためには、「チーム学校」、産官学連携が必要とされている。アクションプランの実現のためには、第一に教育現場が主体的になり、要求を出していく姿勢が求められる。そして、その要求に対して誰が応えられるのか等をアドバイスし、コーディネートする立場の知識や人脈が豊富な人材を要する。

### 2.3.3 「III 各分野における課題と対応」

「III 各分野における課題と対応」では、6つの項目を立て、項目ごとに、「現状と課題」、「対応方策」を展開している。

- (1) 2020年代の「次世代の学校・地域」におけるICT活用のビジョン等の提示
- (2) 授業・学習面でのICTの活用
- (3) 校務面でのICTの活用
- (4) 授業・学習面と校務面の両面でのICTの活用
- (5) 教員の指導力の向上や、地方公共団体や学校等における推進・支援体制
- (6) ICTによる学校・地域連携

なお、具体的検討は「2.5 教育の情報化加速化プラン」において行う。

## 2.4 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ」

教育における情報化が進展する中で、教育における情報化の進展や、アクティブ・ラーニング等の主体的な学習の必要性の高まり、その他デジタル教科書・教材の位置付けの検討に関する各種提言等を踏まえ、いわゆる「デジタル教科書」の位置付け及びこれに関連する教科書制度の在り方について専門的な検討を行うことを目的として、2015年4月、文

部科学省は、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置した<sup>21</sup>。

検討事項として、(1)教科書の意義、形態など、教科書の基本的な在り方に関する事、(2)いわゆる「デジタル教科書」の教育効果及びそれを踏まえた制度的な位置付けや費用負担の在り方等に関する事、の2点が託されている。

検討会議は、2016年12月、「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ」(以下、「最終まとめ」)を公表した<sup>22, 23</sup>。

### 2.4.1 情報端末

情報端末<sup>24</sup>については、「最終まとめ」において、以下のように示している<sup>25</sup>。

複数人の児童生徒が一台の情報端末を共有して学習を行う形態であっても、グループ学習や調べ学習等をはじめとして、各地域や学校の創意工夫により効果的な活用が可能であるが、法令により使用義務が課せられ、基礎的・基本的な教育内容の履修を保障している紙の教科書に代えて使用するというデジタル教科書の使用形態に鑑みれば、学校における授業や家庭における学習活動においては、児童生徒一人一人に対してデジタル教科書が用意されていることが必要であり、紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用する場合に、複数人の児童生徒が一台の情報端末を使用する形態は適当ではない。

このように理想を述べつつも、地方自治体の教育方針等により、次のような様々な形態を想定している<sup>26</sup>。

- ◇ 学校の備品として整備されている場合
  - ・ 学校における使用に限定されている場合
    - － 個人専用とされている場合
    - － 特定の教科等において共有使用されている場合
  - ・ 家庭への持ち帰りを認めている場合
- ◇ 個々の児童生徒の所有物とされている場合
  - － 一見精緻な検討に見えるが、先に取り上げた「懇談会まとめ」では、「情報端末の保護者負担や個人用情報端末の学校での利用」において、小学校設置

基準第11条、中学校設置基準第11条及び高等学校設置基準第17条に基づいて、検討し明確に結論を示している。引用で示す。

複数人で1台の教育用コンピュータを共用している段階においては、当該コンピュータは、各児童生徒が常時独占して使用できない以上、学校において整備すべき「教具」として位置付けることが適当である。

一方で、全ての児童生徒が一人一台教育用コンピュータを持つことになった場合は、当該教育用コンピュータを、当該児童生徒が独占して使うのであれば、「学用品」と同様の位置づけとして、各家庭がその費用を負担することが適当と考えられる。

なお、「平成27年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)」<sup>27</sup> (以下、「調査結果27」) による2016年3月現在の「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」は、1台/6.2人である。また、「(参考) 普通教室の電子黒板整備率」は、21.9%である<sup>28</sup>。

## 2.4.2 ネットワーク環境

ネットワーク環境の維持について「検討会議」は、「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議(第1回)配布資料4で、「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討について(平成27年3月)」において、「いわゆる「デジタル教科書」に関する主な検討課題」の一つに「導入・活用のコストと費用負担について」を挙げている。

すなわち、「学校教育費全体の中でのコストをどのように考えるか。購入費の負担をどのように考えるか。」と項目を立てている<sup>29</sup>。

望むらくは、公立の初等中等教育の諸学校においては、個々の学校教育費への圧迫が生じないように、設置単位の教育委員会等における予算確保が求められる<sup>30</sup>。

また、平成28年3月25日公表の「教育の情報化に関する取組・意向等の実態調査(速報値)」<sup>31</sup>の概要では、「専任する課(係)はないが、担当者を決めている」、「専任する課(係)はなく、必要に応じ担当者を割り当てている」が80%を占めてい

る。ネットワーク環境に関しては、これを維持・運営・統括する組織体制が重要である。

教育委員会における学校支援センター等の組織など、各自治体においての実態に沿った対応が必要である。

一方、ネットワーク環境の整備について、「最終まとめ」では、「必ずしも全ての学校において、デジタル教科書を支障なく使用できるネットワーク環境が整備されているとは限らず(中略)、少なくとも導入段階においては、ネットワーク環境を利用しなくても使用できる形態とする等により、一斉授業の場合にも児童生徒が確実にそれを用いて学習することができるようにすることが適当である」<sup>32</sup>、としている。

現実的な妥協策の提示なのであろうが、「デジタル教科書と一体的に使用するデジタル教材の質の担保」<sup>33</sup>の項目において、未来を語ったのとは、ベクトルが正反対である。

ネットワーク環境の改善と高度通信網の普及をどのような時間軸で評価するかは相違が背景にあるが、異なる時間軸での考察は明示的に書き分けていただきたい。

総務省ではすでに2014年度より「先導的教育システム実証事業(平成26年度～平成28年度)」をスタートさせている。「教育分野においてICTを利活用するにあたり、文部科学省と同一の実証地域において、高コスト(端末等の設置・管理)のシステム、教材・学習履歴の分散保存、シームレスな学習・教育環境が未構築等の課題を解決するため、クラウドやHTML等の最先端の情報通信技術を柔軟に取り入れ、多種多様な端末に対応した低コストの教育ICTシステムの実証研究を実施」としている<sup>34</sup>。

さらに2017年度からは、「スマートスクール・プラットフォーム実証事業(平成29年度～)」を「文部科学省と連携し、教職員が利用する「校務系システム」と児童生徒も利用する「授業・学習系システム」間の、安全かつ効果的・効率的な情報連携方法等について実証し、「スマートスクール・プラットフォーム」として標準化します。併せて、その円滑な運用基盤となる、次世代ネットワーク環境についてガイドラインを策定します。」として、後続事業を開始している<sup>35</sup>。

なお、無線LAN環境の整備について、デジタル教

科書教材協議会(DiTT)のシンポジウム(2016年7月25日開催)において、総務省の取り組みが次のように説明されている<sup>36</sup>。

総務省は5月、全国の学校に無線LAN導入費用の補助を検討していることを発表した。学校等の施設は災害時に防災拠点となるため、避難者らがLAN環境を利用することができるよう整備を進める。また、これは平時でも利用可能となるため、学校でのICT教育に活用することができるという。

さらに、総務省「電波政策 2020 懇談会報告書」(以下、「電波政策」)<sup>37</sup>では、電波利用料の用途について、2020年を目途に、防災も兼ねた教育拠点の情報環境整備にも充てることを求めている。2017年度から3ヵ年計画で、防災拠点のトラフィックの混雑を、Wi-Fiでオフロードにしていく構想である。セルラーとWi-Fiのミックス通信環境である。

なお「調査結果27」では、2016年3月現在の普通教室の校内LAN整備率は87.7%であり、普通教室の無線LAN整備率は26.1%である。また、「超高速インターネット接続率(30Mbps以上)」は84.2%であり、100Mbps以上では38.4%である<sup>38</sup>。ただ、家庭での光回線接続が100Mbpsで普及している現在において、「超高速」が30Mbps以上は遅い。調査開始年度の2007年からの統計的な継続性ではあろうが、標準で100Mbpsではないだろうか。超高速接続は、ギガビットの時代である。

先の総務省「電波政策」による学校へのミックス通信環境の早急な普及を期待したい。

また、「宿題や予習・復習等の家庭学習など、家庭における使用に当たっては、家庭におけるネットワーク環境が整備されていない児童生徒に対する配慮が必要である」<sup>39</sup>としているが、これは放課後もデジタル教科書及びデジタル教科書(教材)へのアクセス体制の保障を求めることである。

実際には学校内において、人のいる学校図書館等が最も対応が可能な適切な場所であろう。また学外施設としては、地域の公立図書館等が考えられる。

ただし、学校図書館に関しては司書教諭の授業時数の軽減措置や、学校司書の雇用条件、勤務時間等の見直しなどが必要である。

こうした地道な事項への政策的な配慮も併せて

望んでおきたい。

### 2.4.3 指導者用「デジタル教科書」

電子黒板等の普及と並行して、デジタル教科書(教材)―指導者用と学習者用の2種類がある―の指導者用の使用拡大を望ましいとしている<sup>40</sup>。

一方、教科書発行各社などによるデジタル教科書(教材)等へのパイロット的取組の試み<sup>41</sup>や、全国展開の進学塾などでのデジタル教材の導入・使用や遠隔使用、コミュニケーション手段の進化などが進んでいるが、「最終まとめ」においては、一切考察の対象とはしていない。現実にも目を背けてはならない。

### 2.4.4 教員の指導力の向上等

「最終まとめ」では、「カリキュラム・マネジメント<sup>42</sup>に基づき、「紙の教科書と併用したデジタル教科書の使い方やデジタル教材を使用するための方針を明確にして、教員全体がこれらの教材の活用に積極的に取り組み、実践を通じた知見や課題を学校全体として共有することが重要」<sup>43</sup>と述べている。

また、「デジタル教科書の導入によって、個々の教員の指導力に大きな差が生じることのないよう、大学の教員養成課程や、独立行政法人教員研修センター、各教育委員会等における研修等を通じて、ICT活用指導力を含めた教員の指導力向上のための取組の充実が必要である。」<sup>44</sup>とも進言している。ただし、これらの施策の実行への道筋は、「最終まとめ」にはない。

さらに、システム維持・管理等を受け持ち、「初年度におけるインストール作業や初期設定作業、また、毎年度のコンテンツの更新作業、メンテナンス作業、あるいは情報端末やネットワーク等の不具合への対応など、デジタル教科書を円滑に使用することができるよう、トラブルに速やかに対応できるサポート体制等の環境整備が重要」<sup>45</sup>とする。

一方、総務省は2016年6月16日に「教育クラウド・プラットフォーム協議会」を立ち上げている<sup>46</sup>。「学校向け教育クラウドサービスについて、ユーザ(児童生徒、教員等)の利便性を高め、全国の教育現場に広く普及させる観点から、提供事業者間の連携・協力を図る場として」<sup>47</sup>設立されたものである。

以上、個別事項について検討をしたが、全体として「最終まとめ」は現行法上の制約からなのか、ア



クティブ・ラーニング等の新しい教育へ舵をきろうとしている新学習指導要領等の方向性とは矛盾を抱えている。

いずれにせよ、過疎地域の地方自治体をも含めて、どのような体制整備が適切であるのか、より教育現場の実態を踏まえた深い考察を求めたい。

## 2.5 教育の情報化加速化プラン

2016年7月28日に公表された「懇談会まとめ」と平仄を合せ、翌7月29日には文部科学省は施策プラン「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生」(以下、「加速化プラン」)を発表している<sup>48</sup>。

なお、「加速化プラン」の付属資料として、前節で取り上げた「懇談会まとめ」が参考資料として添付されている。主管部局は、筆頭局である生涯学習政策局の教育課である。

一連の施策文章が、2017年度の概算要求の基礎資料となると共に、2020年以降実施の新学習指導要領及び新しい学力観、教育の在り方等々へつながっている。

「懇談会まとめ」については、前節で取り上げた。ここでは、「加速化プラン」について、考察を行う。

「加速化プラン」では、先の「2.3.3 III 各分野における課題と対応」で概観した、6つの項目に対応してそれぞれ「具体的な取組施策」を展開している。

また、各施策に対して工程表が組まれており、2016年度、2017年度、2018年度～2020年度の3期に分けて示されている。

### 2.5.1 具体的な取り組み施策

具体的な取り組み施策について、下位項目を含めて確認する。

(1) 2020年代の「次世代の学校・地域」におけるICT活用のビジョン等の提示

教員自身が授業内容や子供の姿に応じて自在にICTを活用しながら授業設計を行えるよう、児童生徒一人一台の教育用コンピュータ環境の実現を目指し、段階的な整備を行う。

- ① ICT環境整備の目標の考え方
- ② 情報端末の保護者負担や個人用情報端末の学校での利用

- ③ 「教育ICT教材整備指針(仮称)」の策定
- ④ ICT活用の効果測定の実施

### (2) 授業・学習面でのICTの活用

授業・学習面でのICT活用を促進する観点から、ICTを効果的に活用した実践例等の構築を図るとともに、ICT活用の際に不可欠なデジタル教材等の開発を官民連携で進める。あわせて、ICT機器等の標準仕様(ガイドライン)を策定することにより、地方公共団体が、必要な機能を有するICT機器等を、より低廉な価格で調達することができるような環境整備を進める。

また、特別支援教育におけるICTの活用促進、情報モラル教育に関する教材や研修の充実、情報等分野において特に優れた能力を有する人材に対する支援についても進める。

- ① 授業等での効果的なICT活用の豊富な事例の提供
- ② 官民連携コンソーシアムの構築
- ③ 授業等でのICT活用モデルに対応した機器・ネットワーク・システム等の推奨仕様や標準化の推進
- ④ 特別支援教育でのICT活用の促進
- ⑤ 情報モラル教育の充実
- ⑥ 特に優れた能力を有する人材に対する支援方策

### (3) 校務面でのICTの活用

教員の業務の効率化及び教育の質の向上の観点から、教育情報セキュリティ対策を徹底することを大前提として、統合型校務支援システムの普及促進を図る。

- ① 教育情報セキュリティの徹底
- ② 統合型校務支援システムの普及推進

### (4) 授業・学習面と校務面の両面でのICTの活用

情報セキュリティ対策を講じることを大前提に、授業・学習面と校務面の両面でのICT活用を連携させることにより、よりきめ細やかな指導や教員の指導力の向上、データに基づく学級・学校経営等を可能とする観点から、システムの構築やデータ等の管理、活用方法等に関する実証研究の実施を検討する。

①「スマートスクール（仮称）」構想に係る実証研究

(5) 教員の指導力の向上や地方公共団体・学校における推進体制

各学校で教育の情報化が着実に進むよう、民間企業とも連携をしつつ、教員養成課程及び研修の充実を図るとともに、教育委員会事務局及び学校の体制強化と専門性の向上を図る。

- ① 教員の ICT を活用した指導力向上のための養成・採用・研修の在り方
- ② 独立行政法人教員研修センターにおける研修の充実
- ③ ICT 活用指導力調査(チェックリスト)の見直し
- ④ 産学官連携による教育委員会応援プラットフォーム(仮称)の構築
- ⑤ 教育委員会事務局の体制強化・専門性向上
- ⑥ 教育委員会と首長部局との連携強化
- ⑦ 「教育情報化主任(仮称)」の創設を通じた学校における専門性向上
- ⑧ ICT 支援員の役割整理

(6) ICT による学校・地域連携

教育の情報化について、首長部局の理解も得ながら面的に広げる観点から、「ICT 教育全国首長サミット」の開催支援を行うとともに、教育課程外の学習における ICT 機器等の積極的な活用を促進する。

- ① 首長を中心とした ICT 教育推進組織の構築
- ② ICT を活用した地域づくりの事例の整理・発信
- ③ 無線 LAN 環境の整備による、地域の防災拠点としての学校の機能強化

### 2.5.2 一体改革工程表

さらに「加速化プラン」では付属の「教育の情報化加速化プラン[工程表]」（以下、「工程表」）において、上記の 6 項目を縦横のマトリックス表としている。

横軸はタイムテーブルであり、2016 年度、2017 年度、2018~2020 年度の 3 期間に区切っている。2016 年度、2017 年度は、第 2 期教育振興基本計

画の期間であり、2018 年度以降が第 3 期教育振興基本計画の期間である。また、サブタイムテーブルとして、次期学習指導要領関係のスケジュールが記されている。2016 年度内の中教審答申を経て、2018 年度以降の次期学習指導要領の実施以降のスケジュールである<sup>49</sup>。

これらの「工程表」の個々の項目について詳細に検討を行う紙数はないが、一、二の特徴を指摘しておきたい。

第一にガイドライン等の策定・普及という項目が散見される。「教育 ICT 教材整備指針(仮称)」の策定・普及、「教育の情報化に関する手引き」を策定・普及、「ICT 機器等を調達するにあたってのガイドライン」を検討、「教育版の情報セキュリティポリシーのガイドライン」の策定・普及、「ICT 支援員の機能・業務に関するガイドライン」の策定・運用等の事項が並ぶ。いずれも省令等の法令根拠を持たないと考えられる「ガイドライン」等の制定である。逆に、「教育情報化主任(仮称)」の創設の検討では、関係法令の改正が工程表で示されている。

第二に、官民協働型の組織立ち上げを多く提唱している。具体的には、「産学官連携による教育委員会応援プラットフォーム(仮称)の構築」、地域未来塾<sup>50</sup>での ICT 活用促進のための「官民協働学習支援プラットフォーム」の活用促進、デジタル教材の開発体制や指導に関するサポート体制「官民連携コンソーシアム」の構築などである。「船頭多くして船陸(おか)に上がる」の喩えもある。各取組が一定の着地点を見ることができかどうか、注視しておきたい。

第三に「特別支援教育での ICT 活用の促進」の内実が不明確なことが指摘できる。「加速化プラン」では、次の 2 項目があがっている。

- ・障害のある幼児児童生徒がより使用しやすい教材や支援機器の研究開発に対する支援
- ・「特別支援教育教材ポータルサイト」<sup>51</sup>の充実・普及

これらは共に「平成 28 年度より実施」と記載されているが、「加速化プラン」の範囲では具体的な実行計画が見えない。

最後に、「授業・学習面での ICT の活用」項目の中の「特に優れた能力を有する人材に関する支

援」では、「情報等の分野において特に優れた能力を有する人材に対する教育について検討」（2016年度）し、「大学等の場を活用した特別な教育機会を提供」（2017年度以降）としている。

「加速化プラン」では、これについて次のように解説している<sup>52</sup>。

情報等の分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生に対して、特別な教育の機会を設けることにより、その能力を大きく伸ばすため、大学等の場を活用し、講義、実習、施設見学、研究室での個別指導等により能力伸長を図る取り組みを実施する。（平成29年度より実施）

これは情報等の分野に限定した「天才育成」プロジェクトと考えられるが、こうした試みへの賛否にかかわらず、この企画が「授業・学習面でのICTの活用」項目に相応しいかは、疑問が残る。

## 2.6 学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議「学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ」

2016年10月に、「教育の情報化加速化プラン」（平成28年7月29日に文部科学大臣決定）を踏まえ、学校のICT環境整備の在り方の検討及び地方公共団体のICT環境整備計画の策定促進等を図る観点から、「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議」が発足した<sup>53</sup>。

主な検討事項として、(1) 効果的にICTを活用した学習場面等について、(2) 学校におけるICT環境整備の在り方について、(3) 地方公共団体におけるICT環境整備計画の策定促進に向けた方策について、の3点が託されている。

有識者会議は、第3期教育振興基本計画（平成30～34年度）を見越しながら、中央教審の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」答申や、新学習指導要領、デジタル教科書の「最終まとめ」の趨勢を基盤として2017年8月に「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ」（以下、「ICT 最終まとめ」）を公表した<sup>54</sup>。

「ICT 最終まとめ」では、ICT環境整備について、「学校教育を通じて、どのような力を児童生徒に身に付けさせたいのか」という観点から検討するべきであるとしている。また、「新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領の総則において、ICT環境を整備する必要性が規定されたことは、これまでなかったことであり、（中略）学校の生活や学習においても日常的にICT活用できる環境を整備していくことが重要であることが、学習指導要領において明確に位置づけられた」<sup>55</sup>と、評価している。

## 3. 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」

文部科学省は、「学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書の資格・養成の在り方について一定の指針を得るために」<sup>56</sup>、2015年6月に「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」（以下、「協力者会議」）<sup>57</sup>を立ち上げた。

この協力者会議「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（以下、「整備充実（報告）」）<sup>58</sup>に先立つ協力者会議の中間資料に基づいて、学校教育と学校図書館に関する基本的な考え方をはじめとする現状と課題、改善の方策等についてどのような方向性を打ち出したのかを中心に、別稿において、評価・検討を行った<sup>59</sup>。

本章では、協力者会議「整備充実（報告）」について、ここまで検討を進めてきた各種の答申、報告、施策等と「整備充実（報告）」の整合性について検討を行う。

なお、文部科学省はHP「教育の情報化の推進」を立ち上げており、関連情報が構造化されてリンクしており大いに参考になる<sup>60</sup>。

### 3.1 協力者会議「整備充実（報告）」の構成

今回に協力者会議が公表した「整備充実（報告）」の構成は次である。

はじめに

1. 学校教育と学校図書館に対する基本的な考え方について
2. 学校図書館の現状と課題、改善の方向性

について

3. 「学校図書館ガイドライン」について
4. 学校司書の資格・養成の在り方について
5. 今後求められる取組について

別紙 学校司書のモデルカリキュラム

参考資料 「学校図書館の整備充実に関する調査協力者会議」について、等

「はじめに」では、1997年の学校図書館法改正以降の学校図書館を取り巻く立法措置や、文部科学行政等の施策を述べ、さらに2014年の学校図書館法の一部改正による学校司書の法制化などに触れた後、協力者会議設置の趣旨を述べている。

項番1では、「学校教育と学校図書館に対する基本的な考え方について」、学校教育法、学校図書館法等を根拠法として、今後の学校図書館の役割を「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」として、学校図書館の利活用は、「学び方を学ぶ」こととしている。

また、中教審における次期学習指導要領の改訂について言及し、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学びを重要とする。

項番2は、学校図書館の現状と課題、改善の方向性について述べている。改善の方向性については、1)「学校図書館ガイドライン」を定める必要性、2)学校司書の資格・養成の在り方について、作業部会を設け、その検討内容を踏まえて、結論をまとめた、3)今後、国、都道府県および市町村、各学校のそれぞれに求められる取組についてまとめたこと、が示されている。

項番3は、項番2で必要性を強調した「学校図書館ガイドライン」が示されている。2012年に図書館法第7条の2に基づき公示、施行された「望ましい基準」<sup>61</sup>と異なり、学校図書館法には「望ましい基準」を制定する準拠条項がないため、「ガイドライン」として、地方公共団体等に示したものである。残念ながら、相対的に法的な規範力は弱い。

項番4は、「学校司書の資格・養成の在り方について」である。今回の学校図書館法改正による学校司書の法制化、および、その資格・養成の在り方について取り上げている<sup>62</sup>。

項番5は、「今後求められる取組について」、(1)国

に求められる取組、(2)都道府県および市町村の教育委員会等に求められる取組、(3)校長のリーダーシップの下に各学校に求められる取組、について、求められる事項、必要とされる事項について記したものである。

以上、「整備充実(報告)」の概略を記した。「整備充実(報告)」の柱は、(1)学校図書館ガイドラインを定めたこと、(2)学校司書の資格養成に関するモデルカリキュラムを示したこと、(3)今後、国、教育委員会等において、学校図書館の充実に向けた一層の取り組みを求める、の3点である。

以下では、この「整備充実(報告)」の内、「学校図書館ガイドライン」から、教育の情報化と学校図書館に関連が深いと考えられる事項について、検討を進める。

### 3.2 「学校図書館ガイドライン」

「学校図書館のガイドライン」は、次の章立てで構成されている。

- (1) 学校図書館目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

項目に従い、順に検討を進める。

#### 3.2.1 学校図書館の目的・機能

学校図書館の目的では、学校図書館法を引用し、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成する」としている。

機能としては、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の3機能を挙げている。

しかし、学校図書館の「情報センター」機能は、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を育む過程での支援機能である。ここで情報活用能力とは、情報要求を言語化でき、適切な情報資源の選択と検索の実行及び検索結果の評価、咀嚼の上で、仲間と発表・討議、まとめをして、課題解決の道を見つけていく能力、クリティカル・シンキングの力である。

これは例えば、中教審において検討されている

次のような情報処理能力<sup>63</sup>とは、位相が異なる。

- 1) 小学校においてはプログラミングの体験的な学習機会を確保する
- 2) 中学校においては計測・制御に加えて動的コンテンツ等に関するプログラムを学ぶようにすること
- 3) 高等学校ではプログラムの指導を含む「情報の科学」に関しては、履修率が約2割と考えられる現状から、すべての生徒がプログラミングを学ぶこととする

学校図書館の「情報センター」機能は、深い思考を導くための探求学習活動を支援していく中で、情報活用能力を育む機能である。

### 3.2.2 学校図書館の運営

「(2) 学校図書館の運営」では、「校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努める。」と明記している。

中教審・教育課程企画特別部会による「教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)」において、校長のリーダーシップの下での「チーム学校」が強く打ち出された<sup>64</sup>。こうした教育における学校マネジメントの推進を受けての論述と考えられる。

なお、例示として「例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効」としている。学校運営の理念と学校経営(学校マネジメント)の中に学校図書館も包摂する考え方である。

さらに、学校図書館の役割、期待として「可能な限り教職員や児童生徒が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努める。また、土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。」としている。ここでの「学習の場」には、情報アクセス環境の整備が必要条件となろう。

なおこの記述は、学校図書館に対して複数の要

求を列挙している。個々の要求を学校図書館が充足するには、いかなる基礎条件が必要とされるかを考えておきたい。

(1) 「可能な限り教職員や児童生徒が最大限自由に利活用できるよう」に対応ができるには、学校図書館が常時開館をしていなければならない。

理想的には、朝の授業開始前から、夕刻までの開館が望ましい。そのためには、学校図書館に専従する学校司書のフルタイムでの常時勤務等が前提となる<sup>65</sup>。職員室の「カギ箱」に学校図書館の鍵があり、持ち出しノートを記入しに学校図書館を使用する、といった無人体制ではない。常時、学校図書館に学校司書がおり、学習センターとして利用の事前・事後のサポートも含めたサービス体制の構築が求められる。

(2) 「一時的に学級になじめない子供の居場所となりうること等」の記述がある。「子どもの読書サポーターズ会議」の『これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)』の「子どもたちの「居場所」の提供」、放課後などに「安全・安心に過ごせる場」<sup>66</sup>という内容を受けての記述である。

しかし、実現には常駐の学校司書1名勤務体制では、対応できない。

さらに、「土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館」と、記述は続くが、またしても学校司書の勤務体制が問題となる。

1校に複数人の専任学校司書や司書教諭等が勤務している状況下ないと長時間開館、長期休暇中の開館、児童生徒の心の支えなどは難しい。

現状の学校司書配置に対する地方交付税の措置との乖離は大きい<sup>67</sup>。

### 3.2.3 学校図書館の利活用

学校図書館の利活用では、「学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努める。」と、学校図書館の読書センター機能と学習センター機能の両立を求めている。

また、「公共図書館や他の学校の学校図書館から相互貸出を行うよう努める」としているのは、当然であろう。

さらに、「学校は、(中略)各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努める。」とし、各教科等における学校図書館の計画的利活用によって情報活用能力の体系的指導を求めた。

また、「学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的に学校図書館の利活用が図られるよう努める」とし、学校図書館の利活用を利用指導、読書指導、情報活用に関する各種指導計画の計画的・継続的な利活用を求めている。

しかしこれには、学校司書のフル勤務と共に、学校図書館への調べ学習等に対応できる十分な資料配備と高速 LAN 等の情報アクセス環境整備が必要とされる。

### 3.2.4 学校図書館に携わる教職員等

学校図書館に携わる教職員等では、校長のリーダーシップを再度、強調するとともに、「学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員(教諭等)、学校司書等があり、(中略)互いに連携・協力し、組織的に取り組む」とチーム学校体制を強調している。

なお、先述の「チーム学校(答申)」では、「3 チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策の「(2) 学校マネジメント機能の強化」において、「副校長の配置や教頭の複数配置など、校長の補佐体制の強化」や、「主幹教諭制度の充実」が取り上げられているが<sup>68</sup>、「整備充実(報告)」では、校長、教職員という過去の学校組織観のままである。

また、教職員や司書教諭、学校司書等により構成、運営される学校図書館運営委員会(仮称)や児童生徒の図書委員会(仮称)への言及が欠けている。足腰の運営体制にも目配りを望みたい。

### 3.2.5 学校図書館における図書館資料

学校図書館における図書館資料は、1) 図書館資料の種類、2) 図書館資料の選定・提供、3) 図書館資料の整理・配架、4) 図書館資料の廃棄・更新の4項目によって構成されている。以下、順に考

察する。

#### 1) 図書館資料の種類

図書館資料の種類では、「小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努める。」との記述内容が目新しい。

しかし、別途に中間報告がされている「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 中間まとめ」<sup>69</sup>においては、「デジタル教科書」を現在の検定制度を経た紙の教科書と内容が同一であるものに限定している。また、「デジタル教科書(教材)」は、採用した「デジタル教科書」と対応して使用することより、基本的に同一の教科書作成者によるものとしている。

いずれにせよ、紙の教科書であれ、「デジタル教科書(教材)」であれ、公立の小・中学校では設置地方公共団体の教育委員会単位での選定、採用であり、単独の学校、学校図書館において決定ができるものではない。

この意味で、学校図書館に「デジタル教材を図書館資料として充実するよう努める」という文言は、少しく短絡的ではないだろうか。

むしろ、「整備充実(報告)」の項番 5.「今後求められる取組について」において、教育委員会宛に記すべき内容ではないだろうか。

また、発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒のための資料は、学校図書館単独での収集は難しい。学校図書館支援センター、地域の公立図書館との連携やサピエ図書館等の活用も考慮するべきである。

さらに「学校図書館の運営」や「図書館資料の選定・提供」にも障害のある児童生徒、日本語を母語としない児童生徒に対する資料の提供と連携を明確に記しておく必要があったのではないかと。

また、学校図書館のコレクションは資料のみならず、多様な情報資源の活用へと広がっている。有料データベースやインターネット情報資源をも含めた幅広い資料・情報への取り組みの必要性も

明記することが望ましい。

## 2) 図書館資料の選定・提供

図書館資料の選定・提供の項目では、「学校図書館図書標準」に触れると共に、新しく「学校図書館デジタル教材等標準」の制定の必要性や、インターネット環境の活用と留意点なども取り上げ、情報活用に関する支援などの学校図書館の役割等についても言及する必要がある。

「整備充実(報告)」では、「図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し」とあり、図書の選定が前提となった文言となっている。用語は資料選定もしくはメディア選定等に改めるべきであろう。

また、学校図書館の守備範囲として、デジタル資料、デジタル教材やインターネット情報資源のことも対象として考えると、利用・アクセスに必要な電子デバイスの配置やネットワーク環境の整備も欠かせない。

さらには、システム・トラブル時のサポート体制の確保や情報セキュリティへの目配りも必要である。こうした諸点への言及も求めたかった。

## 3) 図書館資料の整理・配架

児童生徒の発達段階や、資料の全体量を考慮し、学校図書館全体のサイン計画を企画、実行する必要性や、それに基づく書架分類、所在記号などの役割を述べると共に、コンピュータ目録の導入の必要性などにも触れると共に、先に検討した「加速化プラン」で言及していた「統合型校務支援システム」と連携した学校図書館総合システム導入の必要性についても触れておくべきであった。

一方、特別な配慮を必要とする児童生徒等のために、施設面でのバリアフリー化を進めると共に、学校図書館においても書架等の配置計画への反映、点字案内、必要に応じたピクトグラムを採用などへの推奨も欲しかった。

## 4) 図書館資料の廃棄・更新

図書館資料の廃棄・更新の項目では、「学校図書館メディアの廃棄基準」制定の必要性を強調し、同基準整備への足掛かりとしたい。

### 3.2.6 学校図書館の施設

「これからの学校図書館には、主体的・対話的

で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）」が期待されている。学校図書館にも大学図書館等で設置が進んでいるラーニング commons の設置を期待するものであろう。

また、学校図書館を含む学校全体への高速 LAN(当面、100Mbps 以上)の整備や学校教育用アクセスポイントとした無線 LAN の整備も求められる。ただし、無線 LAN 等については情報セキュリティに充分配慮した運営が必要である。

### 3.2.7 学校図書館の評価

学校図書館の評価については、PDCA サイクルの必要性や、評価においてアウトプットのみならず、アウトカムの側面も必要などの意見も審議中にあり、今回のまとめでも取りあげられている。

ただし、「コミュニティ・スクールにおいては、評価にあたって学校運営協議会を活用することも考えられる。」との一文は、「コミュニティ・スクール」、「学校運営協議会」とともに、初出の語彙、概念であり、唐突に過ぎる。今少し、丁寧な言及を要しよう。

例えば、中央教育審議会「チーム学校(答申)」<sup>70</sup>において示された「チーム学校」の一員としての学校図書館の位置付けが積極的になされてもよい。

また、学校を核とした地域づくりについては、中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」などの考え方を参照したほうが望ましい<sup>71</sup>。

### 4. 学校司書の資格・養成の在り方について

「整備充実(報告)」は、学校司書の資格・養成の在り方について、詳細な検討結果を示している。

ここで「整備充実(報告)」中の「学校司書のモデルカリキュラムのねらいと内容」を参照すると、司書科目である「図書館情報技術論」、「図書館情報資源概論」、「情報資源組織論」、「情報資源組織演習」などネットワーク情報資源を意識した科目群が並ぶ。また、学校司書の独自科目においても、「学校図書館サービス論」での「情報活用能力の育成」の項目、「学校図書館情報サービス論」の新設など、ネットワーク情報資源や教育の情報化を意識したカリキュラム編成となっている。

我々は「学校司書の資格・養成等の在り方について」の検討を、「学校司書の資格・養成等の在り方について」(案)を対象に検討を行い、「学校司書の資格・養成等の在り方について」の検討—学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議・作業部会—<sup>72</sup>として、すでに論述を行った。

今回の「整備充実(報告)」の展開内容においては大きな変化はなかったもので、簡単な言及にとどめる。

#### 4.1 学校司書のモデルカリキュラム概要

「整備充実(報告)」では、別紙「学校司書のモデルカリキュラム」において、10科目20単位を示している。ただし、多くの「読み替え条件」等がある。以下で具体的に検討を行う。

学校司書のモデルカリキュラム(すべて2単位)  
学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目

学校図書館概論	司書教諭*
図書館情報技術論	司書○
図書館情報資源概論	司書○
情報資源組織論	司書○
情報資源組織演習	司書○

学校図書館サービス論	
学校図書館情報サービス論	司書*

児童生徒に対する教育支援に関する科目

学校教育概論	教職課程*
学習指導と学校図書館	司書教諭○
読書と豊かな人間性	司書教諭○

合計 10科目 20単位

このように学校司書のモデルカリキュラムは、10科目20単位である。ここで「司書○」、「司書教諭○」の科目は、それぞれ司書科目、司書教諭科目そのままである。

一方、「司書教諭\*」、「司書\*」、「教職課程\*」の科目は、条件付き読み替え科目である。具体的に検討を行う。

「学校図書館概論」は学校司書独自の科目としながらも、司書教諭科目の「学校経営と学校図書館」との読み替えを可能とした<sup>73</sup>。

「学校図書館情報サービス論」は学校司書独自の科目としながらも、司書科目の「情報サービス論」及び「情報サービス演習」の2科目と読み替

えを可能とした。ただし、この両科目のどちらかで「学校図書館情報サービス論」の次の内容事項を含んでいることが条件付けされている。

- ・学校図書館における情報サービスの意義
- ・児童生徒及び教職員からの相談・質問への対応
- ・情報サービスの提供による探求的な学習の支援

「学校教育概論」は教職課程の「教育原理」等、「教育課程論」等、「教育心理学」等の合計3科目との読み替え措置を設けた<sup>74</sup>。すなわち、学校司書のモデルカリキュラムに従えば、「学校教育概論」(1科目2単位)の履修であり、教職科目の読み替え措置であれば、3科目6単位の履修を要件とする。

なお、「学校図書館概論」、「学校図書館サービス論」及び「学校図書館情報サービス論」を司書科目の「図書館基礎特論」又は「図書館サービス特論」として開講することも認めた。ただし、そうした開講時は、それぞれ2単位科目として開講を求めた。

#### 4.2 実際の提供科目群

上記のように、学校司書のモデルカリキュラムは、多くの選択肢を持つ構造になっている。

このため同カリキュラムを提供する大学においても、既存資格課程等とのかかわりの中で判断を行うことになる。

ここでは一つのモデルケースとして、司書課程、司書教諭課程、教職課程を提供している大学等において、最小限の科目開設の場合を考えてみる。

先の「学校司書のモデルカリキュラム」に従えば、他の資格課程の科目で読み替え等ができないのは「学校図書館サービス論」1科目だけである。

ただし、当該履修者が司書課程、司書教諭課程を履修しているかどうかで、学校司書カリキュラムを履修する場合の新たな負荷は異なる。

逆に履修者側からも考察をしておこう。司書課程、司書教諭課程の両方の履修者は、「学校図書館サービス論」1科目のみの追加履修でよい。

また、司書課程のみの履修者にとっては、教職3科目の履修は厳しく、「学校教育概論」の開講を望むであろう。

### 5. 教育の情報化時代の学校図書館の役割



以上の検討の「総括」として、教育の情報化時代の学校図書館の役割について、「整備充実(報告)」について、<教育の情報化>の視点からのまとめを記すことで、今後の考究の出発点としたい。

### 5.1 学校図書館における資料・情報について

アクティブ・ラーニングに対応する学習センター、情報センターとしての学校図書館は、資料のみならず、デジタル資料、データベース、インターネット情報資源などへのアクセスを提供する必要がある。

このためにも、3.2 で取り上げた「学校図書館ガイドライン」において、現在の学校図書館図書標準を見直し、学校図書館メディア標準へと改訂を提言することも必要ではなかっただろうか<sup>75</sup>。

併せて、利用・アクセス及び発表等に必要電子デバイスの学校図書館への配置やネットワーク環境の整備(高速(100MB以上)LANや無線LAN)も欠かせないこととして、積極的な提言が欲しかったところである。

また、学校図書館の「情報センター」機能は、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力を育む過程での支援機能である。ここで情報活用能力とは、情報要求を言語化でき、適切な情報資源の選択と検索の実行及び検索結果の評価、咀嚼の上で、仲間と発表・討議、まとめをして、課題解決の道を見つけていく能力、クリティカル・シンキングの力である。

これについて岩崎は、「探求型学習ができるということは、得た情報から意味を構築することができ、一人でもグループでも学習する方法を習得しており、責任をもって倫理的に情報や情報技術を使いこなすことができるということが基本にある」と述べている<sup>76</sup>。

これは中教審において検討されている情報処理能力とは、位相が異なることを改めて強調しておきたい。

### 5.2 学校図書館の情報環境の整備

また、コンピュータ目録導入の必要と共に、「教育の加速化プラン」が言及した「統合型校務支援システム」のサブシステムとしての学校図書館総合システム導入の必要性についても触れておくこ

とが望ましかった。

一方、学校図書館支援センター等によるシステム・トラブル時のサポート体制の整備や情報セキュリティへの言及も必要な検討項目である。ただし、情報システム自体が急速にクラウド化へと移行しつつあることも視野にいれておきたい。

なお、「整備充実(報告)」において、中教審「チーム学校(答申)」の一員としての学校図書館の位置付けへの目配りが欲しいところであった。

### 5.3 今後求められる取組について

ガイドラインの「今後求められる取組について」では教育委員会等に対して、「モデルカリキュラムの履修者である学校司書を配置すること」を期待しているが、一方で「学校司書が採用時点で有していた資格は図書館法上の司書が54.5%、司書教諭が13.7%である」ことに鑑み、現在の学校司書の保持資格、業務経験等を勘案した複線の研修体制の推進が求められるところである。

単独の地方公共団体での実施は規模的に困難が予想され、都道府県や広域自治体での検討の必要がある。また、これらは学校司書個々人のポートフォリオによるキャリア形成にも繋げていきたい。

将来は現職の学校司書に対する措置として、放送大学や通信制による学校司書モデルカリキュラムの提供なども考えられてよいし、徐々に学校司書モデルカリキュラム修了者の新規採用へと移行していきたい。

ただし、「整備充実(報告)」が示した学校司書のモデルカリキュラムの実施状況やその評価を注意深く踏まえる必要があろう<sup>77</sup>。

## 6. さいごに

本稿では、ICT国家戦略、21世紀産業政策、知財戦略など大きな国家戦略から、初等中等教育行政、なかんずく教育の情報化施策、初等中等教育の2020年から開始の新学習指導要領、デジタル教科書をめぐるデジタル技術や通信技術、教育の平等性担保、教育の情報化加速化プラン等々、多くの課題について駆け足で概観した。

ただ、2020年以降に向けた教育の情報化の推進目的は、「子供たち一人一人が自らの可能性を最大限に発揮し、(中略)何が重要かを主体的に考え、他者

と協働しながら新たな価値の創造に挑むとともに、新たな問題の発見・解決に取り組んでいくことが求められる<sup>78</sup>である。

翻って、2016年7月28日に公表された「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会 最終まとめ」と平仄を合せ、翌7月29日には文部科学省は施策プラン「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生」を発表している<sup>79</sup>。

一連の施策文章が、2017年度の概算要求の基礎資料となると共に、2020年以降実施の新学習指導要領及び新しい学力観、教育の在り方等々へつながっている。

しかし、中教審教育課程特別部会が公表した「審議のまとめ」(2016年8月)が提示した社会形成のための教育という理念は、自律的で自由な個人という近代市民社会の理念と必ずしも一致するものではない。

さらに、「審議のまとめ」は、何を学ぶかについては「新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し」を提起している<sup>80</sup>。重ねて、どのように学ぶかに踏み込み、「主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ラーニング」)の視点からの学習過程の改善を主張している。

拘束力、規範力を持つ学習指導要領にここまでの記述項目の踏み込みが必要かどうかは、教育現場の創意工夫と教育実践の蓄積との兼ね合いも問われよう。

いずれにせよ、教育の情報化を実現するには学校の環境整備が推進され、さらに他の教育施策との整合性も必要である。「審議のまとめ」は、学校の中の学校図書館の役割、機能を考えていく上でも、今後の展開に注目をしていきたい。

こうした一連の行政施策を背景として、協力者会議による「整備充実(報告)」において、学校図書館の整備充実についての提言を確認し、教育の情報化施策の中での立ち位置を検証し、さらに、教育の情報化時代の学校図書館の役割について考察を進めた。

ただし、本稿では論述対象としなかった、学校図書館には豊かな人間性を育む読書センター機能が大切な要素としてあることを忘れてはならない。

またこれは、教育課程企画特別部会が「審議のまとめ」において、「新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実」をかかげ、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」をかかげたこととも平仄をなす。

文部科学省の施策プラン「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の再生」については、その具体化を含めて引き続き注目をしていきたい<sup>81</sup>。

本稿は『図書館界』Vol.69 No.2 に掲載した次の論文を大幅に加筆、補記した論文である。

川瀬綾子, 西尾純子, 村上泰子, 北克一「教育の情報化時代の「チームとしての学校」と学校図書館の役割」『図書館界』Vol.69 No.2, p.140-149.

## 引用文献

1 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 最終まとめ

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/110/houkoku/\\_icsFiles/afiedfile/2017/01/27/1380531\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2017/01/27/1380531_001.pdf)

[確認: 2017年9月20日]

2 学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議「学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議 最終まとめ」

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2017/08/04/1388920\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2017/08/04/1388920_1.pdf)

[確認: 2017年9月20日]

3 首相官邸 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT 総合戦略本部)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/>

[確認: 2017年9月20日]

4 文部科学省「教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000124151.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000124151.pdf)

[確認: 2017年9月20日]

5 日本再興戦略-JAPAN is BACK-  
平成25年6月14日

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/p>

df/saikou\_jpn.pdf

[確認：2017年9月20日]

6 規制改革実施計画

平成26年6月24日、閣議決定

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/140624/item1.pdf>

[確認：2017年9月20日]

7 前掲6) p.24

8 第2期教育振興基本計画で目標とされている水準

- ・教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人

- ①コンピュータ教室40台
- ②各普通教室1台、特別教室4台
- ③設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台

- ・電子黒板・実物投影機の整備(1学級当たり1台)

- ・超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%

- ・校務用コンピュータ 教員1人1台

「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」

ResMom 2014年5月12日

<http://resemom.jp/article/img/2914/05/12/18423/74221.html>

[確認：2017年9月20日]

9 教育課程特別部会 論点整理

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/\\_icsFiles/afiedfile/2015/09/29/1362371\\_2\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2015/09/29/1362371_2_1_1.pdf)

[確認：2017年9月20日]

10 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2016/01/05/1365791\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afiedfile/2016/01/05/1365791_1.pdf)

[確認：2017年9月20日]

11 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2016/02/05/1365657\\_00.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afiedfile/2016/02/05/1365657_00.pdf)

[確認：2017年9月20日]

12 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて(報告)」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377051.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1377051.htm)

[確認：2017年9月20日]

「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ(素案)のポイント」(平成28年8月1日)中央教育審議会教育課程企画特別部会資料1

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryu/\\_icsFiles/afiedfile/2016/08/02/1375316\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryu/_icsFiles/afiedfile/2016/08/02/1375316_1_1.pdf)

[確認：2017年9月20日]

13 中央教育審議会『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)』抜粋

平成27年12月21日

[学校図書館、司書教諭、学校司書の言及箇所]

1. P.22

「3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策」の「(1) 専門性に基づくチーム体制の構築」

教職員及び専門スタッフ一覧

②教員以外の専門スタッフの参画

ii) 授業等において教員を支援する専門スタッフ

ア ICT 支援員

イ 学校司書

ウ 英語指導を行う外部人材と外国語指導助手(ALT)等

エ 補習など、学校における教育活動を充実させるためのサポートスタッフ

\*この「教職員及び専門スタッフ一覧」には、司書教諭の記述がない。

2. P.24

(教員の業務の見直し)

[教員の業務の分類(例)]

(c) 教員以外の職員が連携・分担することが効果的な業務

事務業務、学校図書館業務、ICT活用支援業務

3. P.26

「チーム学校」による教職員等の役割分担の転換(イメージ図)

専門スタッフ

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

事務職員

学校司書

ICT 支援員 など

#### 4. P.33-34

「5) 授業等において教員を支援する専門スタッフ」

イ 学校司書

(活用状況等)

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり(学校図書館法第1条)、その運営は、司書教諭と学校司書が連携・分担して行っている。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務を掌る者(学校図書館法第5条第1項)として、学校図書館を活用した教育活動の企画等を行っている。司書教諭は、学校図書館法上、12学級以上の学校において必置とされており、教諭等をもって充てることとされている。

一方、学校司書は、学校図書館の日常の運営・管理、教育活動の支援等を行っている職員(学校図書館法第6条第1項)である。学校司書の配置状況については、事務職員定数の活用や、各地方公共団体の努力等により拡大しており、平成26年5月時点で、小学校では54.3%、中学校では53.0%、高等学校では64.5%となっている。

さらに、学校図書館法の一部を改正する法律(平成26年法律第93号)により、学校には、学校司書を置くよう努めなければならないとされたところである。

(成果と課題等)

学校図書館は、図書館活動の推進のために利活用されることに加え、例えば、国語や社会、美術等様々な授業等における調べ学習や新聞を活用した学習活動等で活用されることにより、学校における言語活動や研究活動の場となり、「アクティブ・ラーニングの視点からの不断の授業改善」を支援していく役割が期待され

ている。

さらに、学校司書については、学校図書館法の一部を改正する法律(平成26年法律第93号)において、学校には、学校司書を置くよう努めなければならないとされ、その専門性を確保するため、資格・養成の在り方等について検討を進めるとともに、研修の充実等必要な措置を講ずることとされた。

(改善方策)

国、教育委員会は、資格・養成の在り方の検討や研修の実施など、学校司書の専門性を確保する方策を検討・実施するとともに、その配慮の充実を図る。

\*欄外注で、司書教諭資格取得の「司書教諭講習」の説明あり。大学等の司書教諭課程への言及はなし。

5. 答申末尾の付表に「(1) 専門性に基づくチーム体制の構築」－「(2) 教員以外の専門スタッフの参画」中で、

○学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実

14 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902\\_0.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf)

[確認：2017年9月20日]

15 新学習指導要領「生きる力」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/1383986.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1383986.htm)

[確認：2017年9月20日]

なお、正確には「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領」である。

16 中央教育審議会教育振興基本計画部会「第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/02/06/1381849\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/02/06/1381849_01_1.pdf)

[確認：2017年9月20日]

17 中央教育審議会教育振興基本計画部会「第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方(概要)」

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/02/06/1381849\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/02/06/1381849_02_1.pdf)

[確認：2017年9月20日]

18 2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会 最終まとめ」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/07/\\_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375100\\_01\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375100_01_1_1.pdf)

[確認：2017年9月20日]

19 前掲18)

20 「懇談会まとめ」では、続けて、中教審での論議の方向性を次のように紹介している。

・高等学校情報科について、現行の「社会と情報」、「情報の科学」の2科目からの選択履修を改め、「情報と情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な考え方等を育成する共通必須科目」を設置することや、小・中・高等学校等の各教科の学習において、情報活用能力を育むとともに、それぞれの教科等の特性に応じてICTを活用することについて検討されている。

・とりわけ、プログラミングの指導を含む「情報の科学」に関しては、高等学校では履修率が約2割と考えられる現状から、全ての生徒がプログラミングを学ぶこととするとともに、中学校においては計測・制御に加えて動的コンテンツ等に関するプログラムを学ぶようにすること、小学校においてはプログラミングの体験的な学習機会を確保することなどが検討されている。

このように、「手段」としての情報技術やソースとしての情報を活用する「情報活用能力」が、後半ではプログラミング学習という情報処理技術に矮小化しているのではないかと。

21 文部科学省「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議の開催について

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryo/attach/1357855.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryo/attach/1357855.htm)

[確認：2017年9月20日]

22 2016年10月21日開催の第9回「検討会議」資料として、第8回「検討会議」議事録が配布されている。「中間報告」の細かい背景論議がよく読み取れる。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/110/giji\\_list/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/giji_list/index.htm)

[確認：2017年9月20日]

また、関連資料として「教科書検定の改善について(審議要請)」(教科書用図書検定審議会総会(平成28年9月8日)配布資料)、及び、「教科書検定の改善に関する検討課題(抜粋) デジタル教科書

の導入の検討に関連した教科書用図書検定基準の改正」(教科書用図書検定審議会総会(平成28年9月8日)配布資料)が、配布されている。

これによれば、次のような審議が進められている。

・教科書上に掲載するURL等は、発行者自身のサイトに限ることとしてはどうか。

・外国語の教科書の内容を音声化したものを発行者のサイトに掲載した場合についてはURL等の掲載を許容することなどについて、外国語の「各教科固有の条件」に取り扱いを位置付けてはどうか。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryo/1378984.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryo/1378984.htm)

[確認：2017年9月20日]

23 なお、「最終まとめ」が発表される前の「中間まとめ」について、パブリックコメントが募集された。「デジタル教科書」の位置づけに関する検討会議 中間まとめに関する意見募集の実施について」平成28年7月25日 初等中等教育局教科書課。提出期限：平成28年8月12日必着。

[http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLAS\\_SNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000841&Mode=0](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLAS_SNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000841&Mode=0)

[確認：2017年9月20日]

また、2016年10月21日開催の第9回「検討会議」資料として、「資料3 中間まとめに関する意見募集(パブリックコメント)の結果について」、及び、「資料2 中間まとめに対する意見聴取の結果について」(全国連合小学校長会ほか15団体)が、配布されている。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryo/1378984.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryo/1378984.htm)

[確認：2017年9月20日]

24 私見ではあるが、「情報端末」という用語法に違和感を覚える。「情報端末」は、中央演算処理装置と呼ばれた汎用機時代の端末に対する呼称ではないだろうか。

デジタル教科書の学習現場では、「情報端末」こそが、ユーザ・インタフェースを受け持つヒューマン・フロントであり、現代の「スマホ」である。

なぜならば、人は自分のスマホを操作時に、キャリアのコンピュータを意識していない。意識対象は、あくまでも向かい合っているコンテンツやその後ろの人にある。

25 前掲1) p.23-24

26 前掲1) p.23.

27 文部科学省「平成 27 年度 学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)」平成 28 年 10 月

#### 調査概要

##### (1) 調査項目

- ・学校における ICT 環境の整備状況
- ・教員の ICT 活用の指導力

##### (2) 調査対象

全国の公立学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)

##### (3) 調査基準日

平成 28 年 3 月 1 日現在

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/10/13/1376818\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2016/10/13/1376818_1.pdf)

[確認：2017 年 9 月 20 日]

28 整備率については、電子黒板の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

29 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議(第 1 回) 配付資料

◇「デジタル教科書」の位置付けに関する検討について(平成 27 年 3 月)

「いわゆる「デジタル教科書」に関する主な検討課題」

- ・導入・活用のコストと費用負担について
- ・学校教育費全体の中でのコストをどのように考えるか。購入費の負担をどのように考えるか。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2015/05/18/1357853\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/05/18/1357853_2.pdf)

[確認：2017 年 9 月 20 日]

30 ネットワーク環境の維持・運営費用については、国私の初等中等諸学校においても、同様の配慮が求められる。

31 教育の情報化に関する取組・意向等の実態調査(速報値) 富士通総研、平成 28 年 3 月 25 日

「教育の情報化に関する取組・意向等の実態調査」の概要

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/04/08/1369541\\_03\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/04/08/1369541_03_1.pdf)

[確認：2017 年 9 月 20 日]

32 前掲 1) p.24

33 前掲 1) p.17-19.

34 先導的教育システム実証事業(平成 26 年度～)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/sendou.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/sendou.html)

[確認：2017 年 9 月 20 日]

35 総務省「スマートスクール・プラットフォーム実証事業(平成 29 年度～)」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/smart.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/smart.html)

[確認：2017 年 9 月 20 日]

36 「「デジタル教科書は“紙と同一”に」!? DiTT で中間まとめを語る」『ICT 教育ニュース』2016 年 8 月 3 日

総務省は 5 月、全国の学校に無線 LAN 導入費用の補助を検討していることを発表した。学校等の施設は災害時に防災拠点となるため、避難者らが LAN 環境を利用することができるよう整備を進める。また、これは平時でも利用可能となるため、学校での ICT 教育に活用することができるという。

<http://ict-enews.net/2016/08/02ditt-2/>

[確認：2017 年 9 月 20 日]

これからの避難所には Wi-Fi 環境がきちんと整備されている必要があり、平時は教育目的に使用し、緊急時は防災、減災対策に活用する、防災力強化と教育 ICT 環境整備を併せた構想である。

ちなみに、「阪神淡路大震災」後の神戸市のネットワーク環境整備と学校 LAN 整備時からの議論でもある。

37 総務省「電波政策 2020 懇談会報告書」平成 28 年 7 月

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000430220.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000430220.pdf)

[確認：2017 年 9 月 20 日]

なお、同じ話題について、総務省の御厨は 2016 年 7 月 25 日開催の「DiTT シンポジウム「デジタル教科書の位置付けはどうか?～2020 年導入に向けて」」で、次のように発言している。

7 月 15 日の報告書に「生徒 1 人 1 台の情報端末による教育の本格展開に向けた基盤ネットワークとして無線 LAN 環境の整備が求められている。(中略) 2020 年までに主要な観光拠点、防災拠点、教育拠点において、セキュアで利便性の高い超高速・大容量の公衆無線 LAN 環境が整備されることを目指し、地方公共団体や第三セクターが Wi-Fi 環境が未整備の防災拠点等に無線アクセス装置、制御装置、電源設備、伝送路設備等を整備するのに必要な費用の一部補助を実施する」と明記されました。学校の 9 割以上は地域の避難所になっていますので、2020 年までに、防災用を兼ねた学校の Wi-Fi 整備を

進めます。

<http://ditt.jp/action/symposium.html?id=19&page=1>

[確認：2017年9月20日]

<sup>38</sup> 前掲)27

<sup>39</sup> 前掲 1) p.24-25.

<sup>40</sup> 前掲 1) p.25-26.

<sup>41</sup> 前掲 36)

光村図書出版 黒川専務取締役は、「中間報告以降、デジタル教科書の捉え方が変わってきている。検定教科書である“デジタル教科書”と様々な機能を持つ“デジタル教材”とをいかに連携させていくのか、それらを検討するフェーズになっている」と語り、他のパネリストからも同様の意見が挙げた。

<http://ict-enews.net/2016/08/02ditt-2/>

[確認：2017年9月20日]

<sup>42</sup> 「教育課程企画特別部会 論点整理」

「4. 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策」

(1) 「カリキュラム・マネジメント」の重要性

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子供の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、その編成主体は各学校である。各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められる。

特に、今回の改訂が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通じた取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を越えた組織運営の改善を行っていくことが求められており、各学校が編成する教育課程を核に、どのように教育活動や組織運営などの学校の全体的な在り方を改善していくのが重要な鍵となる。

三つの側面

こうした「カリキュラム・マネジメント」については、これまで、教育課程の在り方を不断に見直すという下記の側面から重視されてきているところであるが、「社会に開かれた教育課程」の実現を通じて子供たちに必要な資質・能力を育成する

という新しい学習指導要領等の理念を踏まえ、これからの「カリキュラム・マネジメント」については、以下の三つの側面から捉えられる。

各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。

教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。

教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1364306.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1364306.htm)

[確認：2017年9月20日]

<sup>43</sup> 前掲 1) p.25

<sup>44</sup> 前掲 1) p.25

<sup>45</sup> 前掲 1) p.26

<sup>46</sup> 教育クラウド・プラットフォーム協議会(設立会合)会議資料

[http://soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu\\_cloud/02ryutsu05\\_03000096.htm](http://soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu_cloud/02ryutsu05_03000096.htm)

[確認：2017年9月20日]

<sup>47</sup> 総務省「教育クラウド・プラットフォーム協議会」の設立

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu05\\_02000080.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000080.html)

[確認：2017年9月20日]

<sup>48</sup> 文部科学省「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/07/1375100.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/1375100.htm)

[確認：2017年9月20日]

<sup>49</sup> 小学校：2020年度から全面实施予定、中学校：2021年度以降全面实施予定、高等学校 2022年度以降に年次進行実施予定。

<sup>50</sup> 文部科学省「学校と地域の連携・協働に関する参考資料」平成27年度～「地域未来塾」による学習支援を新たに実施（学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進の一部）

・学校支援地域本部を活用し、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象として、大学生や教員OB等の地域住民の協力による原則無料の学習支援（地域未来塾）を新たに実施

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/)

chukyo0/gijiroku/\_icsFiles/afieldfile/2015/10/30/1363409\_4-7.pdf

[確認：2017年9月20日]

51 支援教材ポータル：特別支援教育教材ポータルサイト

<http://kyozai.nise.go.jp/>

[確認：2017年9月20日]

52 文部科学省「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生」p.4.

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/07/\\_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375100\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375100_02_1.pdf)

[確認：2017年9月20日]

53 学校におけるICT環境整備の在り方に関する有識者会議の開催について

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/037/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2016/11/29/1379911\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/037/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/11/29/1379911_01.pdf)

[確認：2017年9月20日]

54 前掲2)

55 前掲2) p.4.

56 「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」(第6回) 配布資料1 「学校図書館の整備充実に関する審議のまとめ(素案)」の「はじめに」から。

57 「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」の第1回は、2015年8月26日に開催され、座長に堀川照代が就任している。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/115/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/index.htm)

[確認：2017年9月20日]

58 「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」(第7回) 配布資料3 「これからの学校図書館の整備充実について(報告)(素案)」

59 川瀬綾子、西尾純子、森美由紀、北克一

「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議による「これからの学校図書館の整備充実について(報告)(素案)」に対する考察

『情報学＝Journal of Informatics』13(2), 2016.10, p.9-21.

<http://creativecommons.gssc.osaka-cu.ac.jp/JI/>

[確認：2017年9月20日]

川瀬綾子、西尾純子、森美由紀、北克一

「学校司書の資格・養成等の在り方について」の検討－学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議・作業部会－

『情報学＝Journal of Informatics』13(2), 2016.10, p. 28-38.

<http://creativecommons.gssc.osaka-cu.ac.jp/JI/>

[確認：2017年9月20日]

60 文部科学省「教育の情報化の推進」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/index.htm)

[確認：2017年9月20日]

61 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文部科学省告示第172号)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

62 2016年5月に協力者会議は、「特に、学校司書の資格・養成等については、学校図書館法の一部を改正する法律(平成26年6月27日法律第93号)の附則第2項を踏まえ、審議を更に深める必要があることから、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」の下に、「学校司書の資格・養成等に関する作業部会」を設置している。

協力者会議では、この作業部会での検討結果である「学校司書の資格・養成等の在り方について」を審議し、今回に項番4「学校司書の資格・養成等の在り方について」として公表したものである。

63 前掲18) p.6.

64 教育課程企画特別部会における論点整理について(報告)平成27年8月26日 教育課程企画特別部会

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/sonota/1361117.html)

[確認：2017年9月20日]

65 司書教諭は「学校図書館の専門的職務を掌らせる」職であるが、実際は教諭をもって充てる「充て職」であり、責任担当時限に減実態も乏しい。

一方、学校司書は「専ら学校図書館の職務に従事する職員」ではあるが、専任職員身分は少なく、長期休暇中も含めてのフル勤務は困難である。

66 「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」平成21年3月 子どもの読書サポーターズ会議

「2. 学校図書館の機能・役割」－「(3)その他の機能」－「ア 子どもたちの「居場所」の提供」に次の記述がある。



○ 昼休みや放課後の学校図書館は、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が自分だけの時間を過ごしたり、年齢の異なる様々な人々とのかかわりを持つことができる場となる。児童生徒がこのような学校図書館を、校内における「心の居場所」としているケースも多く見られる。

○ また、放課後の学校図書館は、放課後の子どもたちが安全・安心に過ごせる場ともなっている。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/meeting/\\_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373_1.pdf)

[確認：2017年9月20日]

67 「平成29年度からの学校図書館関係の地方財政措置について～学校図書館図書整備等5か年計画～」平成29年度～平成33年度

#### 1. 図書

約1,100億円(単年度約220億円)

内訳：不足冊数分 約325億円  
(単年度約65億円)

更新冊数分 約775億円  
(単年度約155億円)

#### 2. 新聞

約150億円(単年度約30億円)

内訳：小学校 1紙(約501億円)

中学校 2紙(約50億円)

高等学校等 4紙(約50億円)

#### 3. 学校司書

小中学校等に概ね1.5校に1名程度配置

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000461924.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000461924.pdf)

[確認：2017年9月20日]

なお、高等学校に新聞配備費が新たに5か年計画に措置された。また、平成28年度まで単年度予算措置であった学校司書配備費が、増額されると共に5か年計画に位置付けられた。これにより学校司書の計画的配置が相対的に進むことが期待される。

68 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)[骨子]」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1366271.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1366271.htm)

[確認：2017年9月20日]

69 「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 「「デジタル教科書」の位置付けに関する検討会議 中間まとめ」平成28年6月

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/110/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2016/06/17/1372596\\_01\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/110/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2016/06/17/1372596_01_3.pdf)

[確認：2017年9月20日]

70 中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」平成27年12月21日

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm)

[確認：2017年9月20日]

71 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」平成27年12月21日

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm)

[確認：2017年9月20日]

72 川瀬綾子、西尾純子、森美由紀、北克一「「学校司書の資格・養成等の在り方について」の検討—学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議・作業部会—」

『情報学= Journal of Informatics』13(2), 2016.10. p.28-38.

<http://creativecommons.gsc.osaka-cu.ac.jp/JI/article/view/766>

[確認：2017年9月20日]

73 なお、「整備充実(報告)」では、「将来のカリキュラム改善に向けた検討にあたっては、司書教諭の科目「学校経営と学校図書館」の内容等についても検討し、学校司書と共通の科目とすることも含め、司書教諭の科目についても併せて検討を行うことが考えられる」としている。

「整備充実(報告)」p.22.

74 ここで事例として挙げた科目名は、「教育心理」は児童生徒の発達に関する科目、「教育原理」は学校教育の意義や目標に関すること、「教育課程論」は学修指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること、の科目である。

75 なお、全国学校図書館協議会は、「学校図書館メディア基準」を2000年3月21日に制定している。

<http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-37.html>

[確認：2017年9月20日]

76 岩崎れい「基調報告 IFLA ガイドラインとこれからの人の養成」第102回日本図書館協会全国図書館大会第4分科会図書館情報学教育[資料]

<http://jla-rally.info/tokyo102th/app/webroot/img/%E7%AC%AC%EF%BC%94%E5%88%86%E7%A7%91%E4%BC%9A.pdf>

[確認：2017年9月20日]

77 文部科学省は、2017 年度概算要求において、「学校司書の資格・養成の在り方や資質能力の向上等に係る調査研究事業 3 百万」を要求している。

\*学校等における学校図書館の効果的な活用の在り方に係る調査研究[委託事業]で、内容は「委託事業として、国が示した学校司書のモデルカリキュラムを大学等が実施し、調査研究するための経費を措置」したものである。対象は大学等(2 地域)である。

78 前掲 18) p.4.

79 前掲48)

80 具体的には、小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共(仮称)」の新設などである。

81 なお、「教育の情報化加速化プラン～ICT を活用した「次世代の学校・地域」の創生～」(平成 28 年 7 月 29 日 文部科学大臣決定)には、教育の 2016 年度から 2020 年度までの「教育の情報化加速化プラン(工程表)」が、付属しており、個々の教育の情報化施策の相互関連や年次進行の理解、チェックに役立つ。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/07/\\_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375100\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/07/_icsFiles/afieldfile/2016/07/29/1375100_02_1.pdf)  
[確認 : 2017 年 9 月 20 日]

### 梶谷純一氏を悼む

梶谷純一氏が 2017 年 3 月 1 日に亡くなられた。腎炎でご療養中であった。徳島県職員(司書)として、高等学校図書室に勤務の傍ら、植民地図書館史等の研究を進められていた。2017 年 2 月 24 日に更新された氏のプロフィールによると、関心分野は植民地図書館史、学校図書館史である<sup>1</sup>。略歴:1998 年 3 月佛教大学教育学部卒、2004 年 3 月日本大学総合社会情報研究科国際情報専攻(修士課程)、2011 年 3 月大阪市立大学大学院創造都市研究科都市情報環境研究領域(短縮修了)、博士(創造都市)。主著:『日本軍接収図書:中国占領地で接収した図書の行方』大阪公立大学共同出版会, 2011.12. 著書は、大阪市立大学創造都市研究科の博士(創造都市)の学位授与論文である。余りにも早い夭折であった。ご冥福をお祈りいたします。合掌。

北 克一  
大阪市立大学名誉教授

<sup>1</sup><http://researchmap.jp/6000015689/>